

観音寺市障がい者計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画  
策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要項

観音寺市障がい者計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの詳細については、下記のとおりとする。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 観音寺市障がい者計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務
- (2) 目的 本市では、国や県の障がい者福祉施策の動向、観音寺市の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、観音寺市における新たな障がい者施策の基本的方向や障がい福祉サービスの目標量を定め、また、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、令和8年度に障がい者計画の見直し、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画を策定する予定である。策定にあたり、本市の障がい者を取り巻く課題を明確にするため、アンケート調査等による住民の意向把握や、各種統計データ等を活用した現状分析を行い、本市の最上位計画である「観音寺市総合振興計画」を十分に理解した上で、課題解決に向けた施策の方向性を検討する必要がある、本業務は、専門的見地から、評価・分析、方策の検討及び提言などの支援を得て、より効果的・効率的に計画策定を進めることを目的に実施するものである。
- (3) 業務内容 別紙「観音寺市障がい者計画・第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務仕様書」のとおり。
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 契約限度額 本業務に関する費用は、6,534,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 事業担当部課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号  
健康福祉部社会福祉課  
電 話 0875-23-3963  
E-mail shakai@city.kanonji.lg.jp

3 参加者の資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 本市の物品の買入れ等に係る競争入札参加資格名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申込書を提出した日から契約締結日まで、自治体等から指名停止、指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年

法律第 154 号) による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職 (公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 3 条の公職をいう。) の候補者 (当該候補者になろうとする者を含む。) 若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体

ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

(7) 四国内に本社、支社、事務所又は営業所があること。

#### 4 プロポーザル参加申込み手続等

(1) このプロポーザルに参加しようとする事業者 (以下「参加事業者」という。) は、次の書類を提出すること。

ア プロポーザル参加申込書 (様式 1)

イ 会社概要書 (様式 2)

ウ 会社の実績確認調書 (様式 3)

エ 会社・法人の履歴事項証明書

オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書 (証明年月日が申請書提出日以前 3 か月以内のもの。)

(2) 提出部数：1 部

(3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び受付期間

ア 提出方法：持参又は郵送 (簡易書留郵便等の差出、受領の記録が残る方法に限る)

イ 提出先：観音寺市健康福祉部社会福祉課

ウ 受付期間：令和 8 年 4 月 27 日 (月) から令和 8 年 5 月 15 日 (金)

・ 持参の場合の受付は午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

・ 郵送の場合は事前に電話連絡の上、令和 8 年 5 月 15 日 (金) までに必着とする。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問は質疑書 (様式 4) により電子メールで提出することとし、件名については「障がい福祉計画プロポーザル質問について」とすること。

(2) 質疑書の提出先及び受付期間

ア 提出先：4 の (3) のイに同じ

イ 受付期間：令和 8 年 4 月 27 日 (月) から令和 8 年 5 月 20 日 (水)

(3) 参加事業者より提出された質問に対する回答

提出された質問の回答については、随時ホームページ上で確認できるように回答するものとし、質問の最終回答日は令和 8 年 5 月 25 日 (月) とする。

## 6 提案書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる以下の書類を作成の上、提出すること。

- ア 提案書：正本1部（様式5－表紙） 副本8部（※表紙なし）
- イ 見積書及び見積内訳書：1部（様式自由）
- ウ 本業務における推進体制：8部（様式6）
- エ 業務責任者の実績確認調書：1部（様式7）

(2) 提案書の書式等

- ア A4版用紙、両面印刷とし、フォントサイズは11ポイント以上とする。
- イ 提案書は計40頁以内（片面換算）とし、各頁下部余白に頁番号を付すること。（A3版折込頁の挿入可）
- ウ 記載する内容については、各社の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

(3) 提案書等の提出方法、提出先及び受付期間

- ア 提出方法：持参又は郵送（簡易書留郵便等の差出、受領の記録が残る方法に限る）
- イ 提出先：4の（3）のイに同じ。
- ウ 受付期間：令和8年5月25日（月）から令和8年6月9日（火）
  - ・ 持参の場合の受付は午前9時から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
  - ・ 郵送の場合は事前に電話連絡の上、令和8年6月9日（火）までに必着とする。

## 7 日程

内 容	期日等
公告日	令和8年4月27日（月）
参加申込書等の受付期間	令和8年4月27日（月）～令和8年5月15日（金）
実施要項等に関する質問の受付期間	令和8年4月27日（月）～令和8年5月20日（水）
実施要項等に関する質問の最終回答期日	令和8年5月25日（月）
提案書等の受付期間	令和8年5月25日（月）～令和8年6月9日（火）
書類審査 （※参加者が4者を超えた場合のみ実施）	令和8年6月12日（金）
ヒアリング	令和8年6月19日（金）
結果の通知及び公表（予定）	令和8年6月25日（木）
契約の締結（予定）	令和8年7月1日（水）

## 8 評価（審査）基準

(1) プロポーザルの評価（審査）方法

評価委員会で評価（審査）を行い、委員の採点を集計し、受託候補者を選定する。

なお、最高得点を取得したものが2者以上ある場合は、見積金額の最も低い提案者を上位とする。ただし、見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。

また、提案者のうち1者も得点の合計点が6割に達しない場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

(2) プロポーザル提出者の評価（審査）基準

評価項目	評価の着目点・判断基準	評価点
①会社の過去6年間（令和2年4月1日から令和8年3月31日）における業務実績	国、県、他の自治体から障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、その他の保健福祉関係計画策定業務を受注した実績はどの程度あるか。	5点
②業務責任者の過去6年間（令和2年4月1日から令和8年3月31日）における業務実績（提案書に記載した業務責任者に限る）	国、県、他の自治体から受注した障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、その他の保健福祉関係計画に関する業務を、業務責任者として行った実績はどの程度あるか。	10点
③見積金額	提案者中最低価格÷提案者提示価格×15（点）の金額 ※小数点第2位を四捨五入	15点
④業務内容の理解度	本支援業務の趣旨及び目的を十分理解しているか。 障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画に対する国、県の動向等を踏まえた提案となっているか。	10点
⑤スケジュール	策定支援のスケジュールが無理なく対応できる作業工程となっているか。	5点
⑥実施（支援）体制	業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか。	10点
⑦課題分析力 適切性	市の現状や障がい者を取り巻く課題の要因を的確に把握する手法の提案となっているか。 将来推計や予測される障がい者を取り巻く課題の分析、計画推進のために適した分析方法の提案となっているか。 前期計画との継続性が図れた提案となっているか。 関連資料の収集分析が適切に行えるか。	20点
⑧ 企画力 説得力 （アピール度）	構成及びその内容の説得力があるか。 仕様書に示された事項に加えて、本業務を充実させる独自の提案はあるか。	15点
⑨ 地域精通度	本市の特性、状況、課題を踏まえた提案となっているか。	5点
⑩ 関連計画への理解度	市の関連計画への理解度はどの程度か。	5点
合 計		100点

(3) 評価委員会

受託候補者の選定までに関わる評価（審査）は、次の委員による評価委員会で行う。

委員長 副市長

副委員長 健康福祉部長

委員 政策部長、総務部長、市民部長、教育部長

## 9 ヒアリングの方法及び書類審査（参加者が4者を超えた場合のみ実施）について

### （1）ヒアリング日程の通知について

ア 令和8年6月19日（金）にヒアリング実施予定。場所及び日時については、参加者に別途通知する。

イ 参加者が4者を超えた場合、8の（2）プロポーザル参加事業者の評価（審査）基準の①、②、③の評価を書類審査にて行い、審査結果の上位4者を対象にヒアリングを実施する。なお、第4位となった者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い提案者を第4位とする。ただし、見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。

（2）ヒアリング出席者は、この業務を担当する技術者から1者あたり2名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

（3）ヒアリングは、1者当たり30分以内とし、提案書の説明を20分程度、評価委員からの質疑応答を10分程度とする。

（4）必要な機材（PC等）は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、本市にて用意する。

（5）原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の担当者が説明及び回答を行うこと。

## 10 無効となる提案書

提案書がこの実施要項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合には、無効となることがある。

## 11 その他

（1）プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された書類等は返却しない。

（3）提出された書類等は、必要な範囲内で複製を作成する。

### （4）失格事項

ア 評価委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 指定されたヒアリング時刻までに出席しなかった場合

（5）プロポーザル参加申込書の提出以降、辞退する場合は速やかに辞退届（様式8）を提出すること。